

各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
（令和2年2月26日時点）

令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、文部科学省から、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(別添①)及び「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)」(別添②)が発出されました。

また、同日、本県においても、「新型コロナウイルス感染症」の無症状病原体保有者の発生が確認されたところです。

新型コロナウイルス感染症につきましても、適切な対応をされるよう繰り返しお願いしているところですが、加えて以下の点について十分留意されるようお願いいたします。

1 感染拡大を防止するための対応策について

- (1) 学校長は、幼児児童生徒の保護者と緊密に連携し、幼児児童生徒に対し、登校前の検温など厳重な健康確認を行い、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあるということを踏まえ、出席停止扱いとし、自宅で療養するよう指導を徹底すること。
また、家庭や寄宿舎等において居住を共にする者が感染者となった場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から14日間の出席停止とすること。
- (2) 教職員は、出勤前の検温記録を継続的に行うとともに、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、無理な勤務により感染源となることのないよう、躊躇することなく休暇等を取得すること。その際、当日の勤務状況に応じて時間割を組み替えたり、自習時間を一定時数設けたりすることにより、学校全体で柔軟な授業等の実施に努めること。
- (3) 学校内における、感染予防のために極めて重要な手洗い、マスクの着用（咳エチケット）、手指のアルコール消毒、十分な換気、不必要な身体接触の禁止、さらに下校後においても、自らを感染から守るための基本的な備えができるよう、幼児児童生徒及び教職員への指導を徹底すること。
- (4) 卒業式・賞状授与式等の式典、学校内外での行事の開催については、その必要性や実施方法について、中止や延期も含め、再検討をおこなうこと。
また、開催する場合には、それが感染拡大の機会とならないよう、次のよう

な感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、開催方式の工夫例についても参考とすること。併せて、参加者についても自衛のための備えと無理な参加を控えるよう周知すること。

その他、卒業式後のホームルーム、部活動等の送別会の実施についても同様の扱いとすること。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて、参加者のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与するなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

- (5) 部活動等については、多くの人との接触を減らすことで感染機会を抑制するという観点から、校内外での合同練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征等への参加は自粛すること。

また、通常の活動においても、生徒や指導者が長時間同じ空間にいる場合は、(3)で示すように、適切な感染症対策を行うとともに、短時間で効果的な練習を行うなど、十分な健康管理に努めること。

- (6) 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

- (7) スクールバス等を運行する学校においては、車内環境は人同士が近接して一定時間過ごすという感染リスクの高い状況であることを踏まえ、乗車する教職員及び幼児児童生徒の検温や手指の消毒、マスクの着用や咳エチケットの励行、こまめな換気、シート等のアルコール消毒など、運行する車両において可能な限りの感染予防対策を講じること。

2 学校関係者（教職員及び幼児児童生徒）に感染者が出た場合の対応について

- (1) 各学校において、幼児児童生徒や教職員に感染者が出た場合、保健所等との相談の上で速やかに当該校の臨時休業の措置をとるものとする。その際、当面の休業期間は感染者の最終登校日の翌日から14日間とする。

(2) 感染者発生により、当該校は臨時休業となるため、その期間の学校行事(卒業式・入学式等)、部活動等は、中止又は延期とすること。

(3) 総合寄宿舍において、職員や舎生が感染した場合は、直ちに全ての舎生を自宅に帰宅させ、その翌日から総合寄宿舍を14日間の閉鎖とすること。また、舎生が通学している学校で感染者が出た場合、当該校に在籍する舎生のみを自宅に帰宅させること。

各学校又は特別支援学校の寄宿舍については、当該校の扱いと同様とすること。

(4) 新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別的な扱いが起こらないよう十分配慮すること。

3 公立高等学校入学者選抜（一般選抜）について

(1) 3月10日（火）・11日（水）に実施する公立高等学校入学者選抜（一般選抜）については、検査会場の衛生管理を徹底するため、3月9日（月）は、検査会場となる全ての高等学校（併設の県立中学校を含む）を臨時休業とし、3月7日（土）から11日（水）の面接終了までの間、生徒の高等学校敷地内への立ち入りを禁止し、万全の体制を整えた上で実施する。また、教職員についても、整備が完了した検査会場への立ち入りを可能な限り控えることとする。

詳細については、別途、教育創生課より通知する。

4 その他

(1) 幼児児童生徒、教職員及びその家族等に、新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに体育学校安全課（088-621-3171）に報告すること。

(2) 今後、自宅療養中の幼児児童生徒及び教職員において、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど、症状の改善がみられない場合は、下記の一般電話相談窓口や帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えること。

<相談窓口>

○一般電話相談窓口（コールセンター・24時間）

0120-109410（フリーダイヤル）

○帰国者・接触者相談センター

徳島保健所 088-602-8907

吉野川保健所 0883-36-9018

阿南保健所 0884-28-9874

美波保健所 0884-74-7373

美馬保健所 0883-52-1016

三好保健所 0883-72-1123

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、

当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係
03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係
03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるのではないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

【重要】

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について

(令和2年2月25日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- 最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

学校の卒業式や入学式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ，保護者の参加人数を最小限とする，保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けて，参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し，式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛，式辞等の文書での配付，卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）
- ・予行等は取りやめ，式典当日のみの実施とすること

※卒業式を想定していますが，必要に応じ入学式にも応用ください。

また、高等学校の入学者選抜等に関しては、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ，試験会場の清掃やアルコール消毒，こまめな換気の実施，試験会場へのアルコール消毒液の設置，咳エチケットや手洗いの励行の呼びかけなど可能な範囲で感染症対策を行うようお願いいたします。また，新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から，追試験の実施等の対応を検討していただくとともに，入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただくようお願いいたします。

大学入学者選抜に関しては、「大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供等について（依頼）」（令和2年2月20日事務連絡）を踏まえ，可能な限りの対応に努めていただきますようお願いいたします。

なお，新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら，必要に応じて，最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については，日々状況が変化しているところであり，当課より事務連絡等を発出した際には，文部科学省のホームページに掲載しますので，こまめにご確認い

ただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

教政第317号
令和2年2月26日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会教育長
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)
(令和2年2月26日時点)

令和2年2月25日に決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、文部科学省から、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(別添①)及び「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)」(別添②)が発出されました。

また、同日、本県においても、「新型コロナウイルス感染症」の無症状病原体保有者の発生が確認されたところです。

そこで、県立学校長に対し、別紙のとおり通知しましたので、各市町村教育委員会におかれましては、所管の園・学校においても、同様の対応をお願いします。

特に、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐためには、今が重要な時期であることから、地域全体での感染を抑えることを目的に、本日から3月15日までの期間に、学校関係者(幼児児童生徒及び教職員)に感染者が出た場合には、貴管内の他の園・学校も同時に臨時休業する等の対応をあわせてをお願いします。